

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
浜田市	井野(大谷)	令和4年3月30日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	33.06 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	27.83 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	※ 10.65 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	※ 3.54 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	※ 0.79 ha
<b>■世帯数: 39戸</b> <b>■高齢化率: 60%</b> <b>■中心的経営体</b> ○A(取組作目:水稲、大豆、ソバ、取組面積 12.46ha)	
※中山間協定面積(26.79ha)+多面のみ(1.03ha)=27.83haを元に算出	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

(1)担い手について Aに集積してきたが、現状が耕作地であっても点在している農地を預かる余裕がない。 (2)その他 別紙2のとおり
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(1)中心的経営体への集約する考え方 令和元年から農地中間管理事業を活用し、Aに農地集積が行われている。
(2)地域の役割 B(集落営農組織)とAが集落内の農地を守っていくため、エリアや作業内容を分担し、農地を守る体制づくりを行う。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稲、大豆、そば	12.46 ha	水稲、大豆、そば	13.25 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計			12.46 ha		13.25 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>■草刈り対策について 草刈隊の結成、センチピートグラス、草刈ロボットの導入等検討する。</p>
<p>■水路管理について 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用し計画的に修繕を行う。</p>
<p>■鳥獣害対策について 設置したワイヤーメッシュや電気牧柵の定期的な点検や被害多発地域にワイヤーメッシュを設置し被害防止に努める。</p>
<p>■中山間直接支払制度について 周辺協定との広域化について検討を行う。</p>
<p>■多面的機能維持支払制度について 井野環境保全組合として制度を活用。</p>
<p>■その他 高齢化や後継者不足等により集落単位で解決できない課題解決のため、井野地区農業連携推進協議会(R3.3.26設立)において、協力する仕組みづくりを検討する。</p>

課題	解決策・方向性	いつ	どこで・どこを	何を	誰が
草刈作業が大変	省力化や体制づくりを構築する	R3～	・水田の畦畔、法面 ・市道、農道 ・農地の干渉帯	草刈隊の結成（日当単価） 外部委託（高橋便利屋）	・自治会 ・営農組合 ・多面的機能支払い制度
			・農地の干渉帯	外部委託（高橋便利屋）	・多面的機能支払い制度
		R3～	別添位置図箇所 実施場所の選定	センチピートグラス	・協定参加者全員 ・営農組合員全員
			対象地の決め方	・草刈ロボットの導入 ・モアの購入	・役員を中心に ・草刈り隊 ・協定参加者全員 ・営農組合員全員
機械の更新ができない	に作業委託	更新時期	と話し合う	作業委託料と米の販売金額で 検討する。	みらい
	営農組合に作業委託 共同（営農）で更新	更新時期	個人と営農組合で話す	作業委託料と米の販売金額で 検討する。	営農組合
	個人購入は難しいので、数名で共同購入（市等の補助金を利用）	更新時期	関係者で話し合う	機械の購入及び利用ルール	共同購入者
水路の排水対策	多面的機能支払い交付金	R3～	別添位置図箇所	水路補修箇所を把握する	交付金事業で計画的に修繕する
	中山間直直交付金	R3～	別添位置図箇所	協定者で修繕できる箇所を把握する。	協定者が共同で修繕する
鳥獣被害対策	防護柵を設置し、被害に合わないようにする		別添位置図箇所	被害多発農地にワイヤーメッシュの設置	協定参加者全員
			集落周辺のワイヤーメッシュ	既存施設の点検	協定参加者全員
荒廃農地の増加	荒廃農地を増加しない協力体制づくり	R4～	個人でできなくなった農地	エリアや作業を分担する	、営農組合
				広域化に向けた話し合いを始める	
一人暮らし、高齢者の不安解消	一人暮らし高齢者の安否確認体制の構築	R3～	自治会で体制づくり	平時でもできることを考える	自治会で
	病院通院、買い物はいのち号を利用する		いのち号登録	・相乗りにより利用 ・複数箇所へ利用できるよう	いのち号
	買い物は移動販売車を利用		移動販売車の情報収集	移動販売車の運行状況	自治会で
	買い物は小松原商店を利用		どの程度の量があれば配達できるか確認	商品を配達してもらう	自治会 個人

